

## Ⅱ 事業活動状況

### 1 外航客船の安全運航・船舶保全に係る諸対策の推進

#### (1) 外航客船の安全運航・船舶保全に係る諸対策の推進

##### ① 新型コロナウイルス感染症への対応（外航クルーズ）

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した2020年3月以降、邦船各社によるクルーズは国内・国外ともに休止を余儀なくされた。しかし、2020年10月には「外航クルーズ船事業者の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（国土交通省の有識者会議の議論を踏まえ、同省監修のもと当協会が作成。以下「ガイドライン」）に基づき、国内クルーズを再開させることができた。ただし、1人でも陽性者（高リスク者）が発生したらクルーズを中止する条件がついていたため、クルーズを中断するケースやそもそも運航を休止するケースもあった。（ここまでの詳細は、2022年度事業報告を参照）。

2021年12月、オミクロン株の感染拡大を踏まえ、日本政府は水際対策を強化した。外国人船員については、運航に必要な不可欠な人員のみが入国できる状況になった。このため、十分なサービス要員が確保できなくなった邦船各社は、修繕ドックを挟みつつ、国内クルーズの運航を休止した。しかし、2022年3月には政府が水際対策を緩和し、各社とも運航を再開できる状況となった。

当協会では、この間もガイドラインの検討を進め、2022年3月19日には第6版に改訂した。第6版では、邦船各社が船内にPCR検査機器を設置したことを踏まえ、有症者の段階でなくPCR検査の結果感染者が確認された時点で船内イベント及び船内施設の使用を休止することを明確にした。また、一定条件下でのレストランでの相席を可能にした。

2022年7月31日には第7版に改訂し、1人でも陽性者が発生した時点でクルーズを中止とする条件を実質的に改め、当協会が内規として定めた「運航中止基準」（図1）未満であれば陽性者発生時もクルーズを継続できるようにした。しかし、この基準であっても、過去5日間で「2例目の感染者発生（ステップ2とは別のグループでの発生）※又は合計で5名以上の感染者発生」で直ちにクルーズを中止するという非常に厳しい内容であり、これに抵触したことで中止を余儀なくされたクルーズも複数あった。このほか、乗船当日の乗客全員のPCR検査を明記したほか、乗客自身を取り分ける形式のビュッフェを解禁した。

国内クルーズ中に新型コロナ感染者が発生した場合の中止基準  
(日本外航客船協会 (JOPA) 基準)

ステップ 1: 1 例目の感染者発生 (同一グループ内で複数の感染者が発生した場合は 4 名まで。)

- ガイドラインに基づき、感染者の陸上隔離 (原則次港で下船)、濃厚接触者 (同一グループ内の乗客・乗員が該当) の船内隔離、感染者が使用した船内施設の消毒等を実施。
- 感染経路追跡調査を開始。
- 本社内に対策本部を設置。

ステップ 2 二例目の感染者発生 (ステップ 1 とは別のグループでの発生) \*又は合計で 5 名以上の感染者発生

- 直ちにクルーズを中止する。
- ※ お互いに全く接触がないグループの間で 2 例目が発生した場合 (例えば、乗客のグループで 1 例目、本船運航要員のグループで 2 例目が発生した場合。) に限り、ステップ 1 の状態にあるものとみなす。ただし、3 例目が発生した場合は委細を問わずクルーズを中止する。

**【参考】**

1. 同一グループとはガイドライン 2. (4)①に記載の「同室又同室者等」を指す。
2. ステップ 1 の時点で各社判断によりクルーズ中止の判断をする場合もある。
3. 感染者発生時のグループ、人数のカウント方法
  - 発症日を 0 日 (無症状の場合は陽性判定を 0 日) として 5 日間でリセット (6 日目以降に新たに発生した場合はステップ 1 として扱う) する。
  - 5 日以下のクルーズで感染者が発生した場合、次回のクルーズではカウントがリセットされる。
4. 海外クルーズの場合の対応については、今後検討する。

以上

図 1 運航中止基準 (2022 年 7 月 31 日 ガイドライン第 7 版に付随する内規として採択)

こうした中、我が国での新型コロナウイルス感染症患者の急減も相まって、国や地方自治体の特に港湾部局から、クルーズ再興の声が大きくなった。当協会では、2022年8月6日～8日に「ぱしふいっく びいなす」の敦賀-釜山-神戸の無乗客テクニカルワンタッチ寄港を国際クルーズのトライアルクルーズと捉え、JOPA関係者のほか国土交通省海事局外航課、同省港湾局産業港湾課クルーズ振興室、神戸市役所港湾局の職員で乗船し、検疫所や入国管理局と国際クルーズ実施時の対応を確認した。

その後、2022年9月26日の内閣官房長官の記者会見において「現在、国際線を受け入れていない空港・海港について、今後の就航予定に応じ、準備が整い次第、順次、国際線の受入れを再開する」と政府方針が示されたことを踏まえ、日本国際クルーズ協議会(JICC)が作成する「国際クルーズ運航のための感染拡大予防ガイドライン」と内容を調整しつつ、2022年11月15日にガイドライン第8版に改訂した。第8版では、ガイドラインを国際クルーズに対応させたほか、運航中止基準の内容を大幅に緩和し、「過去7日間の総感染者の割

合」が「10%以上」の条件下であれば陽性者発生時もクルーズの継続を可能にした（図2）。なお、乗船当日の乗客全員のPCR検査についてもガイドライン上の義務付けはなくなったが、邦船各社においては自主的な取り組みとして継続して実施している（2023年3月現在）。

国内クルーズ中に新型コロナ感染者が発生した場合の運航基準  
（日本外航客船協会（JOPA）基準 2022年11月15日改定 第2版）

ステップ1：「過去7日間の総感染者の割合」が「3%未満」

- ガイドラインに基づき、感染者の陸上隔離、濃厚接触者（同一グループ内の乗客・乗員が該当）の船内隔離、感染者が使用した船内施設の消毒、感染経路追跡調査等を実施。
- 本社内に対策本部を設置。

ステップ2：「過去7日間の総感染者の割合」が「3%以上～10%未満」

- ステップ1までの措置に加えて次の措置を実施。
- 乗客・乗員に対して手指消毒、換気の励行を改めて周知。
- イベントアクティビティの段階的な中止。
- 対策本部でステップ1より強化した感染防止対策を検討、それを実行する。

ステップ3：「過去7日間の総感染者の割合」が「10%以上」

- 運航を短縮して最終下船港に戻る。

【参考】

1. 感染者の陸上隔離は停泊中の寄港地又は次の寄港地もしくは最終下船港で引き受けることを原則とするが、地域医療で引き受けられる数を超えている場合は、船社の責任で対応する。
2. 同一グループとはガイドライン2. (4)①に記載の「同室又同室者等」を指す。
3. ステップ1、ステップ2の段階であっても、以下の要因に基づいて運航短縮を検討する。
  - 最大限の感染拡大防止策を講じているにも関わらず、新型コロナウイルスの継続的かつ拡大が懸念される場合
  - 乗客または乗組員間で新型コロナウイルス感染の重症例が増加した場合
  - 新型コロナウイルスの症例が、人員や物資を含む船内のメディカルセンター、医療、または公衆衛生の資源を逼迫する可能性がある場合
  - 客室清掃や飲食サービスなど、最低限の安全に関する人員配置や最低限の運営サービスを満たすための船内の能力が不十分である場合
  - 必要な下船者における、寄港地の医療機関(宿泊療養等)の逼迫または確保が困難と懸念される場合
4. 「過去7日間の総感染者の割合」の計算方法
  - 分子を過去7日間に発生した感染者数の累計、分母を計算日の乗客・乗組員の実乗船者数とする。このとき、陸上隔離をした感染者は分子・分母から除く。
  - クルーズごと感染者数のカウントをリセットする。
5. 海外クルーズの場合の対応については、今後海外クルーズ対応のガイドライン改訂時に公表する。

以上

図2 運航基準（2022年11月15日 ガイドライン第8版に付随する内規として採択）

2022年12月1日には、自民党の衆参国會議員で構成される「クルーズ船観光振興議員連盟」が総会を開催し、国内外のクルーズ観光の一層の盛り上げを図るべく提言をとりまと

めた。提言では、2023年をクルーズリスタートの年と位置付け、「安心してクルーズを楽しめる環境づくり」「クルーズ船受入環境の整備」「クルーズ船寄港による地域経済効果の最大化」「訪日クルーズプロモーション等の強化および寄港地自治体の取り組みへの支援」の4項目について関係各所に推進していくことを求めていくこととした。

こうした流れの中、2022年12月15日～2023年1月31日には、コロナ禍以降初めての国際クルーズとして、にっぽん丸が「モーリシャスプレシャスクルーズ ～インド洋を巡る 楽園の船旅～」(シンガポールやマダガスカルなどを経由し、インド洋の島国・モーリシャスまで48日間で往復)を無事催行した。

2023年3月13日には、政府のマスク着用方針の緩和に対応すべく、ガイドラインを第9版に改訂した。これにより、マスク着用に関する記述は一部を除きガイドライン上から削除された。

2023年5月8日には、政府が新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けを2類相当から5類に移行したことを踏まえ、ガイドラインを廃止した。ガイドライン廃止後は、各社の社内マニュアルを基に感染対策を続けていくこととしている。

## ② 新型コロナウイルス感染症への対応（国際定期航路）

国際定期航路については、「外航旅客船事業者の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(2020年5月14日初版、2021年7月14日第2版)が存在していたが、同事業を営む各社とも旅客運送を停止していたため、同ガイドラインが活用されることはなかった。

しかし、2022年9月26日の内閣官房長官の記者会見において「現在、国際線を受け入れていない空港・海港について、今後の就航予定に応じ、準備が整い次第、順次、国際線の受入れを再開する」と海港での国際移動を解禁する方針を明らかにしたことから、2022年10月28日に「外航旅客船（定期航路事業）事業者の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に改称の上、第3版として改訂した。これを受け、同11月4日にはJR九州高速船(株)が日韓航路を再開した。

2023年3月13日には政府がマスク着用方針を緩和したが、韓国国内で公共交通機関でのマスク着用義務が残っていたことから、このタイミングでのガイドライン改訂には至らなかった。

2023年5月8日には、政府が新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けを2類相当から5類に移行したことを踏まえ、ガイドラインを廃止した。ガイドライン廃止後は、各社の社内マニュアルを基に感染対策を続けていくこととしている。

### ③ 緊急対応策「雇用調整助成金」の特例措置の延長等

2020年から続いたコロナ禍の影響により、政府による水際対策などの関係で、国際定期航路および国際クルーズにおける旅客輸送の休止が余儀なくされ、また、国内クルーズの運航についても状況に応じて、運航停止等の状況が続くことがあり、雇用維持の点から運航各社への影響は甚大なものとなった。

当協会は、関係業界と協調しつつ、与党関係議員、国土交通省および厚生労働省に対して、「雇用調整助成金」の特例措置の継続要望について働きかける等諸活動に努めた。こうした活動もあり、2020年4月1日から2022年11月30日までの緊急対応期間における特例措置の継続延長ならびに2022年12月1日から2023年3月31日までの経過措置期間の実現が認められた。（「雇用調整助成金」の特例措置は2023年3月末で終了）

### ④ 旅客船の総合的な安全・安心対策（知床遊覧船事故を踏まえた安全対策）

旅客船の総合的な安全・安心対策を講ずることにより海上旅客輸送の安全を図るとともに、安定的な国際海上輸送の確保等を図るための「海上運送法等の一部を改正する法律案」が、2023年3月3日に閣議決定された。同改正については、2022年4月に発生した知床遊覧船事故を受け、旅客船事業者における安全管理体制の課題を踏まえ、知床旅客船事故対策検討委員会（国交省海事局が設置）で取りまとめた「旅客船の総合的な安全・安心対策（再発防止策）」に基づくものとなっている。概要は、旅客船の総合的な安全・安心対策として①事業者の安全管理体制の強化、②船員の資質の向上、③行政処分・罰則等の強化、④旅客の利益保護の充実、また、安定的な国際海上輸送の確保として、外航船舶の確保等の目標及び確保等に関する取組等についての計画認定制度を導入するものとしている。

当協会は、邦船各社が運航するクルーズ船、国際フェリーが従前より対応している国際的安全基準に照らし、「旅客船の総合的な安全・安心対策（再発防止策）」とりまとめに際してのパブリックコメントへの意見提出、また、同法の改正内容について国土交通省より説明会を開催いただき、同法施行に向けた運用面に関する諸案件について意見交換を実施するなど、会員会社の意見反映に努めた。

### ⑤ 東京湾台風等対策協議会への対応

海上交通安全法等の一部を改正する法律が2021年7月1日に施行され、東京湾・伊勢湾・瀬戸内海において、台風等の異常な気象・海象が予想される場合、走錨等に起因する事故の防止に万全を期すため、湾外避難・湾内の錨泊制限等を勧告・命令する制度が開始された。同制度を受け、海上保安庁では2021年7月1日に海事関係団体を構成員とする「東京湾台風等対策協議会」を設置し、東京湾に異常な気象・海象等が予想される場合における船舶交通の危険防止などについて、年1回台風シーズン前に定例会を開催すること

としている。また、最大風速 40m/s 以上の暴風が予想される場合には概ね 3 日前に会議（幹事会）を招集し、湾外避難および入湾回避勧告の要否、実施時期その他必要な措置、その他、東京湾アクアライン周辺海域における走錨対策強化勧告について検討している。

当協会は、会員会社の運航するクルーズ客船が、輻輳海域である東京湾に頻繁に入湾する関係からも同協議会構成員として参画し、意見反映に努めるとともに同協議会決定事項等の会員への迅速な周知等を行い事故防止に万全を期すこととしている。

2022 年度については、数件の台風および熱帯低気圧の接近情報があったが、湾外避難・入湾回避の勧告の対象とされないため、幹事会は行われなかった。2022 年 11 月 7 日には訓練として、非常災害発生周知措置訓練（東京湾内津波予報区に津波警報発令）の情報伝達のための周知訓練を実施した。

## ⑥ 海上・臨海部テロ対策協議会への対応

海上保安庁は 2017 年度に「海上・臨海部テロ対策協議会（座長：日本大学危機管理学河本志朗 教授）」を設置し、具体的なテロ対策の検討をはじめ、テロ対策の実効性向上を目的とした「海上・臨海部テロ対策ベストプラクティス集」を策定し、港や旅客船テロ対策訓練などを実施した。2022 年度における同協議会では、2025 年大阪・関西万博に向けた取組みとして、①テロ対策マニュアル（特に内航旅客船を対象とした事案別の対応指針）の作成、②テロ啓発ポスターの更新（リーフレット、ポスター）、③ベストプラクティス集の更新（2022 年 12 月 9 日 第 3 版）について検討を行った。

特に、今回更新した同ベストプラクティス集では、海上で想定し得るテロのシナリオをもとに、テロリストの行動の各段階、①「標的の選定」、②「標的へのアプローチ」、③「テロの実行」に着目し、それぞれの段階ごとに、テロの未然防止対策やテロ実行後の被害低減対策について取りまとめた。

当協会は同協議会での諸活動に参画し、クルーズ客船および国際定期航路に関するテロ対策上、必要な対応等についての意見反映に努めるとともに関係情報の周知などを継続的に行った。

## （2）客船の環境保全規制等対策の実施

### ① 改正外来生物法に基づくヒアリ類への対策

環境省では、海外から日本に導入される「外来生物」による生態系や農林水産業、人の生命・身体に係る被害を防止するため「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下「外来生物法」）に基づき、各地域で発見されている特定外来生物が付着等していることが確認された場合は、当該特定外来生物の運搬手段に規制をかけることが出来るとしている。2022 年 5 月に成立した改正「外来生物法」で新設された「要緊急対処特定外来生物」に関し、同生物が付着し又は混入するおそれがある物品の輸入、輸送

又は保管に伴い生態系等に係る被害を防止するためにとるべき措置に関する指針（以下「対処指針」という。）を定めた。その後、2023年4月1日からヒアリ類がこの「要緊急対処特定外来生物」に指定された。

当協会は、環境省からヒアリ対策に関する説明およびヒアリングを受けるとともに会員への情報周知を行い、「対処指針」の策定に際して、記載された事業者が取り組むべき事項で対応困難な部分等の修正いただくよう意見反映に努めるとともに、今後状況に応じて関係省庁と協調して対応することとしている。

## ② 高病原性鳥インフルエンザへの対応

高病原性鳥インフルエンザについては、現在、わが国において継続的に感染が確認されており、渡り鳥の飛来によるウイルス伝搬可能性のほか、今後、増加が見込まれる訪日外国人等の渡航者や物流による人や物を介したウイルス侵入が考えられる。このため、水際検疫を徹底する上で旅客運送事業者および物流事業者への実効性ある防疫体制を構築する必要がある。当協会では、国土交通省からの要請に基づき、会員各社へ発生事案についての情報提供をするとともに、関係自治体からの要請を踏まえ、消毒マットの設置等の防疫措置の協力を要請している。

## ③ IMO による船舶の汚水処理規則の見直しについて

海洋汚染防止条約（MARPOL 条約）付属書Ⅳでは、国際航海に従事する 400GT 以上の船舶等に対し、汚水処理装置等（汚水処理装置（STP）、粉碎装置又は貯留タンク）の設置を義務付けるとともに、船舶からの汚水の排出方法を制限（陸から 12 マイル以内での排出禁止）している（ただし、型式承認を取得した STP 等からの処理水の排出制限はない）。

一方、国際海事機関（IMO）では STP が条約で定められた性能を発揮せず、海洋環境への悪影響を及ぼしている可能性が問題視されたため、IMO 汚染防止・対応小委員会（PPR）において、MARPOL 条約付属書Ⅳおよび関連ガイドラインの具体的改正案についての検討がすすめられた。

これまでの日本提案である「水質悪化の原因究明を行い、既存船のオペレーション・メンテナンスの改善を検討すべき」とする考えに基づき、2022年4月の PPR9 において「既存船に搭載された汚水処理装置の改善ガイドライン案」を提案した。今後、既存船への条約適合についての議論にあたり、同ガイドライン案の有効性の技術的検証をすることとし、実船での処理水のサンプル採取分析を整理し、PPR10 への提案準備することとしている。

当協会は、同 WG への参画するとともに同提案についての検討動向を注視するなど情報収集を行い、会員会社の意見反映に努めた。

## 2 利用者保護の充実を図るための諸施策の確立

### (1) 苦情相談体制の確立

#### ① 公共交通事業者向け接遇ガイドライン（接遇研修モデルプログラム）

認知症施策推進大綱（2019年6月閣議決定）による認知症バリアフリーの取組の推進や、新型コロナウイルス感染症の影響等の社会情勢の変化を踏まえた接遇や研修のあり方の見直しが求められている。これを受け国土交通省は、学識経験者、障害者等関係団体、交通事業者等で構成する「公共交通事業者等における認知症の人への接遇ガイドライン作成のための検討会」を設置し、検討を続け、認知症の人への対応を行う際の留意点等をまとめた「公共交通事業者向け接遇ガイドライン（認知症の人編 2021年2月）」、また、障害当事者や交通事業者からのヒアリング等を通じて障害者等の困りごとを整理し、それに対する新型コロナウイルス感染対策を踏まえた適切な接遇方法を踏まえた「同ガイドライン（追補版 2021年7月）」の作成・公表した。

これに伴い、同検討会では、交通事業者向け接遇ガイドラインの内容を業界単位で展開し、交通事業者による実施を促進するとともに、交通事業者の行う研修について、障害のある人が参加し、座学に加えて実習を行うカリキュラム・研修教材として交通モード別に作成している「接遇研修モデルプログラム」についても、同ガイドライン「認知症の人編」及び「追補版」の内容を反映するべく検討を続け、2022年6月に「接遇研修モデルプログラム（改訂版・旅客船編）」を策定、公表した。

当協会では、同検討会の構成委員として参画し、同ガイドラインおよび接遇研修モデルプログラムの策定に際し意見反映に努めるとともに、同接遇対応が義務化されている定期旅客事業に限定することなく会員に対し関連情報の収集および周知に努めた。

### (2) クルーズ旅行に特化した「クルーズ旅行約款（仮称）」の策定等

#### ① クルーズ旅行に特化した「クルーズ旅行約款（仮称）」の策定

2020年4月1日に施行した改正民法において、約款（定型約款）に関する規定を新たに設け、「ある特定の者が不特定多数の者を相手方とする取引」等の要件を満たすものが「定型約款」として扱われることとなり、約款の法的な位置付けが明確にされることとなった。当協会は、同法に基づき「標準旅行業約款」の枠組みでクルーズ独自の個別認可約款「クルーズ旅行約款（仮称）」の制定を目指し、畑法律事務所 畑弁護士を座長とした業界関係者で構成とする「法務保険委員会 WG」を設置し検討を進めてきた。クルーズ旅行の特性と独自約款を整備することへの意義をはじめ、現行の運送約款および標準旅行業約款を適用することによって生じる問題点の洗い出しを行い、業界スタンダードな契約を整理し、船社と旅行会社の責任・義務の明確化、乗船者との間に合理的な契約関係の構築などを進めた。



### 3 客船事業振興・調査広報に係わる諸施策の実施

#### (1) 振興活動

##### ① 2022年度クルーズアドバイザー認定制度

##### a) クルーズセミナー「クルーズコンサルタント (C.C) コース」

2003（平成 15）年度から、（一社）日本旅行業協会（JATA）等の協力を得て、旅行会社の社員を対象にクルーズのスペシャリストを育成し、クルーズの販売促進、マーケットの拡充に役立てることを目的とする資格制度としてスタートした「クルーズアドバイザー認定制度」のクルーズセミナー（C.C コース）については、コロナ禍の影響もあり 2 年間で中止となったが、2022 年度については一部運営を変更して実施した。

2022 年度クルーズセミナー（C.C）コース資格認定講習については、これまでの座学研修から WEB 講義（2022 年 10 月 1 日～16 日公開）に変更するとともに筆記試験は全国 5 か所（東京 10 月 17 日、大阪 10 月 18 日、名古屋 10 月 19 日、札幌及び福岡 10 月 21 日）において実施した。

修了試験の受験者数は、東京会場が 188 人（欠席 16 人）、大阪会場が 76 人（欠席 0 人）、名古屋会場が 56 人（欠席 5 人）、福岡会場が 44 人（欠席 4 人）、札幌会場が 8 人（欠席 0 人）、合計 372 人（欠席 25 人）、受験率は 93.7%であった。

採点結果に基づき、従来通りの合格基準（全般、運航・構造、船内サービス、業法・約款、船会社の 5 単元における各単元毎の正解率 60%以上、総合 70 点以上を合格ラインとする）により判定を行った結果、東京会場においては 188 人中 90 人（合格率 47.9%）、大阪会場においては 76 人中 42 人（同 55.3%）、名古屋会場においては 56 人中 31 人（同 55.4%）、福岡会場においては 44 人中 10 人（22.7%）、札幌会場においては 8 人中 3 人（37.5%）、合計 176 人（合格率 47.3%）が合格した。

現在のクルーズ コンサルタントの通算認定証交付者数は、5,778 名である（修了試験合格者総数 8,598 名）。

## クルーズセミナー（C.Cコース）の年度別受験者数および合格者数

	受験者数	合格者数			合格率 (%)
		合格者数 (男)	合格者数 (女)	合計	
2022（令和4）年度	372	29	147	176	47.3%
2021（令和3）年度	中止				
2020（令和2）年度	中止				
2019（令和元）年度	965	87	365	452	46.8%
2018（平成30）年度	1196	95	494	589	49.2%
2017（平成29）年度	1357	136	592	728	53.6%
2016（平成28）年度	1286	135	516	651	50.6%
2015（平成27）年度	1338	107	458	565	42.2%
2014（平成26）年度	1429	148	521	669	46.8%
2013（平成25）年度	1227	161	600	761	62.0%
2012（平成24）年度	891	135	391	526	59.0%
2011（平成23）年度	780	110	349	459	58.8%
2010（平成22）年度	687	106	287	393	57.2%
2009（平成21）年度	600	123	278	401	66.8%
2008（平成20）年度	764	185	365	550	72.0%
2007（平成19）年度	859	270	362	632	73.6%
2006（平成18）年度	678	128	223	351	51.8%
2005（平成17）年度	409	68	123	191	46.7%
2004（平成16）年度	396	109	125	234	59.1%
2003（平成15）年度	441	136	134	270	61.2%
総合計	15,675	2,268	6,330	8,598	54.9%

## 《C.Cコース研修（WEBによるオンライン研修）》

当協会ホームページ（以下URL）から「オンライン研修」を受講

配信期間： 2022年10月1日（土）～16日（日）（16日間）

講師： クルーズマスター4名、各60分程度の講義

○ 講義撮影：2022年8月4日（木）場所：海運ビル 3階（海運倶楽部 306会議室）

講師クルーズマスター (敬称略)	撮影時間帯	講義内容/ 教本部分（該当章）
政府観光局 清水 克子	10:00～11:00 約60分	○クルーズ教本 第21章～資料編 旅行業法・旅行業約款
郵船トラベル 春元 里香	11:15～12:15 約60分	○試験概要について ○クルーズ教本 第1章～第7章
阪急交通社 平藤 実	13:30～14:30 約60分	○自己紹介（プロフィール付） ○クルーズ教本 第16章～第20章 (信号機、ファンネルマーク含む)
JTB 齋藤 和宏	14:45～15:45 約60分	○自己紹介（プロフィール付） ○クルーズ教本 第8章～第15章

《2022年度クルーズコンサルタント（C.C.コース）修了試験》

試験監督・運営協力（クルーズマスター）

（敬称略）

東京会場 10月17日	JTB 本社ビル	西中 今日子 (JTB)	松住 健一郎 (JTB)	
大阪会場 10月18日	JTB ビル・大阪	西田 裕子 (JTB)	畑中 めぐみ (JTB)	
名古屋会場 10月19日	愛知県産業労働センター (ウイングあいち)	山崎 紀彦 (郵船トラベル)	齋藤 和宏 (JTB)	
福岡会場 10月21日	天神チクモクビル大ホール	中島 秀二 (JTB)	田島 英治 (JTB)	河野 修治 (JTB)
札幌会場 10月21日	札幌教育文化会館	大木 美雪 (JTB)		

- ① 修了試験参加予定者数：397名
- ② 修了試験受験者数：372名（男68名（18.3%）/女304名（81.7%）、欠席者数25名）
- ③ 受験率：93.7%
- ④ 合格者数：176名（男29名（16.5%）/女147名（83.5%））
- ⑤ 合格率：47.3%（176名/372名）

b) 第15回ブラッシュ・アップ・クルーズセミナー（更新講習）

クルーズコンサルタント（C.C.）の資格取得後5年を経過し、認定証の更新希望者を対象とする「ブラッシュ・アップ・クルーズセミナー（更新講習）」については、「第15回ブラッシュ・アップ・クルーズセミナー（更新講習）」を2022年8月22日（月）～9月22日（木）まで、パソコンを利用したE-Testingにより実施し、前年度未受講者9名を含む期間満了者1,603名のうち、1,001名が受講登録し、979名が更新した。その結果、更新辞退等により2023年3月末時点におけるクルーズコンサルタント（C.C.）資格所有者数は、5,778名となった。

なお、2022年度は、コロナ禍による影響により「更新講習」が諸事情で受講できず（2020年度および2021年度で未受講）C.C資格を失効された方々を対象として、2022年度（第15回ブラッシュ・アップ・クルーズセミナー）に限り再受講を可能とする「救済措置」を実施し、上記更新者のうち42名が更新した。

さらにクルーズアドバイザー資格取得者へのインセンティブとして、希望者に対し、クルーズ及びクルーズ関連業界の最新情報や実務に役立つ有益な情報を「C.Cメールニュース」として配信するサービスを実施しているが、2023年（令和5年）3月末の登録数は1,455名であり、2022年度における発信回数は10件である。

c) 第13回クルーズ・マスター (C.M) コース

クルーズ・マスター (C.M) コースについては2023年2月18日 (土) ~19日 (日) の両日、東京・平河町の海運ビルにおいて開催した。同コースの申請にあたっては、所属会社 (クルーズ担当部長以上の承認) からの推薦書および調書に基づく受講審査を1月23日に実施し、以下5名を対象にセミナーを実施し、全員をクルーズ・マスターとして認定した。これによりクルーズ・マスターは77名 (見做し認定者13名を含む) となった。

- 認定番号 C.M-0073 : 阿部 賢一 (クルーズのゆたか倶楽部)
- 認定番号 C.M-0074 : 荒木 辰道 (ジャパネットサービスイノベーション)
- 認定番号 C.M-0075 : 永井 千鶴子 (C・I・T)
- 認定番号 C.M-0076 : 久松 亘 (JTB)
- 認定番号 C.M-0077 : 福田 麻由子 (郵船トラベル) (敬称略)

実施期日 : 2023年2月18日 (土) ~19日 (日)

会 場 : 一般社団法人日本船主協会役員会議室 (千代田区平河町・海運ビル5階)

講座及び講師

講座/講習時間	講 師
(1) クルーズ産業の歴史と現状 (60分)	小出 文隆 (MOPAS 取締役)
(2) クルーズ販売戦略 (60分)	平藤 実 (阪急交通社営業統括本部 ソリューション事業部部長)
(3) クレーム処理の基礎理論 (90分)	畑 敬 (弁護士)
(4) クルーズ販売実務 (60分)	糸川 雄介 (シルバーシー 日本・韓国支社長)
(5) チャータークルーズ (60分)	中島 秀二 (JTB クルーズ部課長)
(6) クルーズ客船の運航及びクルーズ会社と港との関係/内外の諸規制 (90分)	堤 義晴 (NYKC 取締役常務取締役)
(7) 最近の法改正とその対応について (60分)	村山 公崇 (NYKC 運航部部長)

(参考) クルーズ・マスターリスト

見做し認定者 (13名)	伊藤 栄治郎 (0001)	菊間 潤吾 (0002)	木島 榮子 (0003)	古木 康太郎 (0004)	笹川 健一 (0005)
	清水 武彦 (0006)	神野 博一 (0007)	祖師 英夫 (0008)	松井 澄夫 (0009)	松浦 睦夫 (0010)
	最上 幸治 (0011)	高崎 満 (0012)	深川 三郎 (0013)		
第1回 C.M.合格者 平成18年度(5名)	菊池 孝幸 (0014)	小泉 芳弘 (0015)	佐藤 浩 (0016)	久田 千絵 (0017)	吉原 悦子 (0018)
第2回 C.M.合格者 平成19年度(12名)	河野 修治 (0019)	永迫 昌代 (0020)	平藤 実 (0021)	鶴川 武史 (0022)	富樫 菜穂子 (0023)
	赤金 恵美子 (0024)	山崎 紀彦 (0025)	小林 進 (0026)	藤本 信 (0027)	齋藤 和宏 (0028)
	前田 有美 (0029)	岸本 美津子 (0030)			
第3回 C.M.合格者 平成20年度(5名)	青木 信之 (0031)	澤田 晋一 (0032)	清水 克子 (0033)	三宅 明人 (0034)	宗像 敬子 (0035)
第4回 C.M.合格者 平成21年度(4名)	金子 弘美 (0036)	栗山 裕教 (0037)	細井 昌樹 (0038)	村上 勝昭 (0039)	
平成22年度(中止)					
第5回 C.M.合格者 平成23年度(4名)	猪股 誠 (0040)	梅田 とし江 (0041)	中島 秀二 (0042)	森 賢司 (0043)	
第6回 C.M.合格者 平成24年度(5名)	稲垣(春元)里香 (0044)	田島 英治 (0045)	西田 裕子 (0046)	東山 真明 (0047)	森川 利江 (0048)
第7回 C.M.合格者 平成25年度(4名)	大木 美雪 (0049)	加藤 武 (0050)	高木 あづみ (0051)	横山 憲一郎 (0052)	
第8回 C.M.合格者 平成26年度(4名)	生田 隆雄 (0053)	中川 恵子 (0054)	畑中 めぐみ (0055)	宮嶋 久国 (0056)	
第9回 C.M.合格者 平成27年度(4名)	菅谷 孝幸 (0057)	永井 ひろみ (0058)	松浦 賢太郎 (0059)	松住 健一郎 (0060)	
第10回 C.M.合格者 平成28年度(3名)	梅山 正智 (0061)	菊池 真由美 (0062)	谷 維人 (0063)		
平成29年度(中止)					
第11回 C.M.合格者 平成30年度(5名)	板垣 明朗 (0064)	井上 晶子 (0065)	塩谷 篤史 (0066)	中村 悠亮 (0067)	西中 今日子 (0068)
第12回 C.M.合格者 2019年度(4名)	窪田 純一 (0069)	佐藤 朋美 (0070)	白石 準 (0071)	富永 哲也 (0072)	
2020年度~2021年度 (中止)					
第13回 C.M.合格者 2022年度(5名)	阿部 賢一 (0073)	荒木 辰道 (0074)	永井 千鶴子 (0075)	久松 亘 (0076)	福田 麻由子 (0077)

(合計 77名)

## ② クルーズ販売セミナー

当協会およびJATA（日本旅行業協会）所属の旅行会社のクルーズの企画、販売、営業担当の社員を対象とし、日本籍クルーズ船3隻を対象として、本船でのセミナーおよびキャビン見学などを行う「クルーズ販売セミナー」については、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い中止とした。

## ③ クルーズ振興地方協議会の活動支援

当協会では、2001年（平成13年）11月、クルーズ振興策検討委員会（委員長：池田良穂大阪府立大学大学院教授）において、わが国における客船クルーズの振興を図るために、クルーズ会社、旅行会社、自治体及び港湾管理者等関係者が協調して取り組むべき課題が具体的に提言されたことを受け、2002年度（平成14年度）から国土交通省海事局の協力の下、全国各地のクルーズ利用の進展が期待出来る地方港湾を中心として、それぞれの地域自治体の港湾・観光主管部局、港湾・観光関係団体、交通関係団体、その他クルーズに関心を寄せる団体・企業等とクルーズ会社で構成する官民合同の「クルーズ振興地方協議会」を設立していくこととし、2003年度（平成15年度）までに沖縄、関西、北海道、九州及び中国地方の5地区に協議会が設立され、振興活動がスタートした。更に、2017年（平成29年）3月には東北クルーズ振興連携会議が設立され、2017年度から活動を実施していくこととした。

各協議会においては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策をとる等の対応、また、WEBセミナー配信などクルーズ再開に向けた情報共有に関する意見交換などが実施された。各地のクルーズ振興地方協議会は以下の通り。

名 称	設立年月	会 長 (世話人)
沖縄県クルーズ促進連絡協議会	2003(平成15)年2月4日 (那覇市にて設立総会)	沖縄県文化観光スポーツ観光政策統括監(会長)
関西クルーズ振興協議会	2003(平成15)年3月19日 (神戸市にて設立総会)	近畿運輸局長(代表世話人)
北海道クルーズ振興協議会	2003(平成15)年11月7日 (室蘭市にて設立総会)	北海道運輸局次長 (代表世話人)
九州クルーズ振興協議会	2003(平成15)年11月29日 (北九州市にて設立総会)	(公社)九州運輸振興センター (会長)
中国地方クルーズ振興協議会	2004(平成16)年2月10日 (広島市にて設立総会)	(公社)中国海事広報協会 (会長)
東北クルーズ振興連携会議	2017(平成29)年3月28日 (仙台市にて設立総会)	(一社)東北経済連合会 (常務理事)

#### ④ クルーズ客船の一般公開

当協会では設立当初から会員のクルーズ客船運航会社に対し、クルーズの振興及び普及啓蒙活動の一環として、クルーズ客船の入港に際しては可能な限り地元住民に対する本船の一般公開の機会を設けて欲しい旨の協力要請を行っている。今年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止とされた。

なお、直近で実施された2019年度実績については、55港で合計79回（合計参加者数：4,157名）の一般公開が実施されている。

### (2) 調査活動

#### ① 日本籍クルーズ客船の国内港湾寄港回数調査

当協会では、1998年度（平成10年度）以降、毎年、日本籍クルーズ客船の国内港湾別寄港回数を調査し、公表している。2022年（1月～12月）におけるクルーズ客船3隻の合計寄港回数は、463回と前年の224回と比較して239回増加した。寄港回数の最多は、89回（前年比2回増）の横浜港（19年連続でトップ）となった。3年間にわたるコロナ禍の影響により例年の500～600回にわたる寄港数にはやや及ばないものの昨年と比べ大幅増加となった。

○エリア（運輸局）別寄港回数（カッコ内は2021年）

エリア	回数	エリア	回数	エリア	回数
北海道	30回(0回)	東北	23回(5回)	関東	116回(86回)
北陸信越	21回(4回)	中部	55回(39回)	近畿 (神監含む)	92回(50回)
中国	18回(5回)	四国	31回(12回)	九州	71回(23回)
沖縄	6回(0回)			総合計	463回(224回)

## ○寄港した港湾（回数）

港湾名	回数	港湾名	回数	港湾名	回数
横浜	89	羅臼	4	稚内	1
神戸	59	青森	4	白老	1
名古屋	22	新潟	4	久慈	1
宮之浦（屋久島）	17	小木（佐渡島）	4	仙台塩釜（石巻・松島含む）	1
大阪	16	舞鶴	4	能代	1
清水	13	境	4	相馬	1
東京	12	八代	4	館山	1
北九州（門司・響灘）	12	富山新港	3	尾鷲	1
新宮	10	輪島	3	浜島	1
函館	9	熱海	3	相生	1
高知	9	別府	3	鳥取	1
広島	8	宮崎	3	宮島（厳島）	1
名瀬（奄美大島）	8	油津（日南）	3	岩国	1
小樽	7	鹿児島	3	長門（仙崎）	1
金沢	7	室蘭	2	あしずり	1
茨城（常陸那珂湊他）	6	釧路	2	下関	1
二見（父島）	6	木更津	2	郷ノ浦（壱岐）	1
鳥羽	6	敦賀	2	青島（上五島）	1
佐世保	6	三河（豊橋・蒲郡）	2	大分	1
宮古	5	日高	2	佐伯	1
大船渡	5	宇野	2	中津	1
秋田船川（土崎）	5	坂出	2	細島	1
四日市	5	小豆島	2	志布志	1
徳島小松島	5	新居浜	2	中城湾	1
高松	5	博多	2	本部	1
宿毛湾	5	福江（福江島）	2	平良（宮古島）	1
杓形（利尻島）	4	那覇	2	石垣（石垣島）	1

### （3）広報活動

新型コロナウイルス感染症の影響から当協会の各種セミナー、イベント関係については中止することとなり、また、各地のクルーズ振興協議会や自治体でのイベントもウェブセミナーを中心とするなど広報活動の対応の変化があった。

#### ① 地方自治体・クルーズ振興地方協議会等が実施するイベント等への協力

当協会では会員自治体、クルーズ振興地方協議会等が実施する WEB セミナーなどの各種イベントについては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、参加募集などの周知を行うなど協力を行った。

この他、当協会は、（一社）日本旅行業協会（JATA）、郵船クルーズ、商船三井客船、日本クルーズ客船の邦船 3 社は協働し 2022 年 8 月 26 日より「Let's Go! クルーズキャンペーン」を実施した。同キャンペーンは、消費者の皆さまに改めてクルーズ旅行の楽しさと安心安全を体験していただき、クルーズ市場の再興を目指すこととし、対



象期間（2022年10月～2022年12月）中に参画船会社が指定するコースに乗船頂いたお客様に、抽選で1船会社につき3組に、次回の邦船クルーズ旅行で使える10万円の旅行券をペアでプレゼント（3社×3組×@10万円：計180万円相当）するものである。また、2022年9月22日～25日に開催した「ツーリズム EXPO ジャパン 2022」の中に特設されたクルーズ関係のブースの一角に当協会もブースを出展し、邦船各社のクルーズスケジュール、グッズ類、当協会パンフレット等を準備し、多くの来場者へ配布するとともに一般の方からの質問対応等を行い、クルーズ旅行の楽しさなどを伝えた。

## ② 一般消費者向け「クルーズセミナーと船内見学会」【中止】

当協会ではクルーズの振興を図るためには、首都圏のみならず地方においても普及・啓発活動を展開していく必要があるとの観点から、日本籍クルーズ船3隻を利用し、一般消費者を対象とする「クルーズセミナーと船内見学会」を開催している。2022年度（令和4年度）は、新型コロナウイルス感染症の影響が続いたため中止とした。

## ③ クルーズ・オブ・ザ・イヤー 2022 【中止】

創立20周年記念事業としてスタートした、独創的な、ユニークな、話題性のあるクルーズを企画・実施した旅行会社、クルーズ運航会社及びクルーズ客船の誘致に努めている港湾管理者等を表彰する第13回「クルーズ・オブ・ザ・イヤー2022」については、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い中止とした。

## ④ 広報パンフレット等の制作・配布

当協会では、クルーズの振興および普及活動の一つとして、従来から会員会社が運航するクルーズ客船及び国際定期旅客船を紹介する広報パンフレットを制作し、会員をはじめ、協会が主催・協力する各種イベント会場、主要港の港湾振興協会等を通じて、広く配布している。コロナ禍のなかで各地のイベントがWEBセミナーになるなどの関係からパンフレット配布の機会が少なくなっているが、要望のある会員等への提供は継続した。

## ⑤ 広報宣伝活動の展開・実施

ポストコロナを念頭に、一般消費者を対象にクルーズ旅行の楽しさや感染対策をはじめとした安全面での対応なども踏まえ、多くの方々に興味を持っていただけるよう、2022年4月25日～7月31日の期間中にクルーズを熟知した4人の専門家によるオンラインセミナー（YouTube）による動画「クルーズで充実時間 ～船旅の準備をしよう～」を開催した。同セミナーでは、最新の感染症対策から国内外のクルーズの楽しみ、世界のクルーズ最新事情まで、さまざまなテーマについて紹介した。

## ⑥ クルーズ情報等の提供

新型コロナウイルス感染症関連情報では、「外航クルーズ船事業者の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」改訂版等の関連情報、また、クルーズアドバイザー認定制度については、受講者が確認しやすいよう「ブラッシュアップ更新講習」、「クルーズ・マスター・コース」、「クルーズ・コンサルタント・コース」などの各種資格取得のためのセミナー実施要領等の他、クルーズニュースの更新など適時に情報提供を行った。

#### 4 外航客船に係る規制緩和等の推進

当協会では、特定の港湾管理者がクルーズ客船に対して実施している各種港湾諸料金に対する減免措置等について、内外のクルーズ客船による違いによる諸問題の是正など働きかけ、全国の主要港においてもインセンティブ制度について外国籍船との格差の解消が進んだ。一方、当協会は、2022年11月1日付で都知事宛に、インセンティブ制度についての日本籍船と外国籍船のイコールフットイングを要望するなど業界の意見反映に努めた。2023年3月に令和5年度東京都予算が成立され、インセンティブ制度及び客船誘致促進補助制度の継続、客船誘致PR業務委託、晴海ふ頭における客船受入施設の整備などが認められた。

また、2023年4月28日に成立した「海上運送法等の一部を改正する法律」により、旅客船の総合的な安全・安心対策に係る小型船舶への規制が強化されたことに関連して、内外クルーズ客船に搭載する救命艇兼テンドーボート等のわが国における在り方など諸案件について国土交通省と意見交換を継続した。

以 上